

四日市市告示第291号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次の通り掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成28年5月10日

四日市市長 田中俊行

1. 書類の送付を受けるべき者

氏名	住所（又は最後の住所）	土地の表示
伊藤 茂三郎	不明	四日市市末永町893番2の土地
河合 俊造	大阪市東区瓦町三丁目	四日市市末永町357番2の土地
大経エヌ・ケー・ホーム 株式会社	四日市市鶉の森一丁目6番19号	四日市市末永町492番1の土地
堀内 新太郎	不明	四日市市末永町280番6の土地 四日市市末永町282番2の土地
渡辺 亀吉	不明	四日市市末永町364番1の土地

2. 掲示場所

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所掲示板
四日市市本郷町129 施行地区内掲示板